

職員の管理職手当に関する規則

制 定：令 3. 3. 19 規則 1

最近改正：令 6. 12. 10 規則 3

(趣旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号。以下「条例」という。）第 40 条の規定による管理職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支給範囲及び手当月額)

第 2 条 条例第 40 条第 1 項に規定する管理職が指定する職員及び同条第 2 項に規定する管理職手当の月額、別表に掲げる職員並びに月額とする。

(支給方法)

第 3 条 月の途中において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割により計算する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 月の途中において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合

(2) 月のうちに勤務しない日（勤務を要しない日及び年始休暇を付与された日その他管理者が定める日を除く。）がある場合

3 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

(支給日)

第 4 条 管理職手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 条例附則第 3 項の規定の適用を受ける管理監督職員に対する第 2 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額」とする。

別 表

職	常勤の職員	一般任期付職員
事務局長	月額 61,000円	月額 50,000円
総務課長	月額 46,000円	
防潮課長 主 幹	月額 46,000円	

備 考

再任用職員とは、大和川右岸水防事務組合の再任用に関する条例（平成22年大和川右岸水防事務組合条例第1号）により採用された職員をいう。

一般任期付職員とは、大和川右岸水防事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年大和川右岸水防事務組合条例第1号）により採用された職員をいう。

職員の定年等に関する条例（令和5年大和川右岸水防事務組合条例第7号）第11条に規定する定年前再任用短時間勤務職員にこの表を適用する場合における手当額は、この表の規定にかかわらず、この表に定める月額に、職員の就業に関する条例（昭和36年大和川右岸水防事務組合条例第8号）第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則（令和5年7月12日規則第9号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年

法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「第1号に掲げる額に」とあるのは、「額(同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額)」とする。

附 則 (令和6年1月17日規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)規定は、令和5年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

- 3 改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和6年12月10日規則第3号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)規定は、令和6年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

- 3 改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。